

青森県国民保護計画素案に係るパブリック・コメントの結果
及び関係機関からの意見の概要

1 パブリック・コメントの結果

(1)意見募集期間

平成17年10月18日(火)から平成17年11月18日(金)まで

(2)募集方法

県ホームページに素案を掲載したほか、県防災消防課、県行政資料センター及び県の各合同庁舎の地域住民情報コーナーに素案を備え付けた。

(3)提出された意見

2人の方から5件の意見が提出された。その計画への反映状況は次のとおりである。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
1	1			3	5

※「その他」は、質問、感想、施策の体系外への意見である。

(4)提出された意見の概要

意見

昨年の新潟県中越地震のあと、ニュースでの映像を見たが、仮設住宅の除排雪が大変であるように見受けられた。行政が、スムーズな除排雪をすることを国民保護計画にも書くべきではないか。

○県の考え方

意見を踏まえて、積雪寒冷地である本県の特性を踏まえた留意事項等について、全体的に検討して修正等を行った。(資料2参照)

意見

有事には真実が敵の利することになるとして、報道が規制され、真実が国民に知らされない。そして、国民の言論・表現の自由も束縛される懸念がある。

○県の考え方

青森県国民保護計画素案(4頁)では、「県は、(略)放送事業者が(略)実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。」こととしている。

また、「国民に対し、(略)攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時にかつ新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により提供する。」こととしている。

※その他の意見の概要及び県の考え方については、県ホームページ等で公表する。

2 関係機関（県内放送事業者4社）からの意見の概要

意見

指定地方公共機関が業務計画を県に報告した際に、県が必要な助言を行うこととされている。助言の内容が不明であり、放送の自律を保障する観点からも、このような表記は削除して欲しい。

○県の考え方

助言は、報告を受けた業務計画の記載内容を踏まえ、国民保護法の規定に基づき行うものであり、その内容は、指定地方公共機関である放送事業者が行うべき業務や体制整備に関するものを想定している。

県では、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮することとしており、助言を行うに当たっても、こうした基本方針に基づき対応する。

意見

指定地方公共機関である放送事業者は、県から警報及び避難の指示等に係る通知を受けることになっているが、正確な報道をする観点から、通知の内容を検証できる体制を確立して欲しい。

○県の考え方

警報及び避難の指示等に係る通知については、県防災行政用無線によるファックス送信等を予定している。

今後、通知の手段及び様式等について放送事業者と具体的な協議を行いながら、正確な情報伝達が行われるよう体制整備を進める。

意見

安否情報の回答に当たって、放送事業者に対しては、適時・適切な情報提供が行われるようお願いしたい。

○県の考え方

個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報についての回答にあたっては、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行い、その場合でも必要最小限の情報を回答することとしている。

放送事業者については、公益上特に必要があると認めるときに該当するものであるが、個人情報の保護の観点から、回答する情報について状況により個別に判断することになる。